

廿日市市宮島水族館 指定管理者募集要項

令和8年4月
廿日市市産業部宮島水族館企画室

目 次

1	趣旨.....	1
2	基本的事項.....	1
	(1) 設置目的.....	1
	(2) 対象施設の概要.....	1
3	指定期間.....	1
4	指定管理者が行う業務.....	2
	(1) 指定管理業務の概要.....	2
	(2) K P I（重要業績評価指標）.....	2
	(3) 自主事業（任意提案）.....	2
	(4) 留意事項.....	2
5	管理の基準.....	3
	(1) 水族館の運営日数及び開館時間.....	3
	(2) 休館日.....	3
	(3) 利用の制限.....	3
	(4) 関係法令等の遵守.....	3
6	人員配置.....	4
	(1) 館長及び業務責任者の配置.....	4
	(2) 有資格者の配置.....	4
7	リスク分担.....	4
8	利用料金等.....	4
	(1) 利用料金の取扱い.....	4
	(2) 利用料金の額.....	4
	(3) 利用料金の減免.....	4
	(4) 電力供給事業者の指定.....	4
	(5) 自主事業の参加費等.....	4
	(6) 施設・設備修繕費.....	4
	(7) 備品の貸与.....	5
	(8) 備品修繕費及び購入費.....	5
	(9) 貸与車両の取扱い.....	5
9	指定管理料等.....	5
	(1) 指定管理料.....	5
	(2) 利用料金（入館料）収入に係る納付金の設定.....	5
	(3) 施設使用料の額.....	6
10	会計に関する事項.....	6
	(1) 会計年度.....	6
	(2) 経理区分.....	6
	(3) 決算.....	6
11	セルフモニタリング等.....	6
12	モニタリングの実施.....	6
13	申請資格等.....	6
	(1) 基本的事項.....	6
	(2) 資格要件.....	7
14	募集等.....	7
	(1) 募集要項の配布期間等.....	7
	(2) 現地説明会.....	8
	(3) 質問の受付及び回答.....	8
15	申請手続等.....	8
	(1) 提出書類.....	8
	(2) 提出部数.....	9

(3) 提出期間等.....	9
(4) 申請書類の取扱い.....	9
(5) 留意事項.....	10
16 選定の方法及び審査基準.....	10
(1) 選定方法等.....	10
(2) 審査項目等.....	10
(3) 審査結果の通知及び公表.....	10
(4) 申請の失格.....	10
17 指定管理者の指定及び協定.....	11
(1) 指定管理者の指定.....	11
(2) 協定の締結.....	11
18 事業の継続が困難になった場合等の措置.....	11
(1) 指定管理業務開始前までの期間.....	11
(2) 指定管理業務開始後.....	12
19 その他.....	12
(1) 公募から運営開始までのスケジュール.....	12
(2) 指定管理開始前の引継ぎ業務等.....	13
(3) 指定管理終了時の引継ぎ業務等.....	13
(4) 事業報告、業務報告等に関する事項.....	13
20 問い合わせ先.....	13
21 申請様式等.....	13
(1) 申請様式.....	13
(2) 添付資料.....	14
22 その他業務.....	14
(1) 業務内容.....	14
(2) 履行期間.....	14
(3) 契約の方法.....	14
(4) 業務委託料.....	14
(5) 業務委託終了の通知.....	14

廿日市市宮島水族館指定管理者募集要項

1 趣旨

廿日市市（以下「市」という。）は、廿日市市宮島水族館（以下「水族館」という。）の指定管理業務について、民間事業者の能力やノウハウを活用し、社会教育施設、観光施設としての機能発揮、創意工夫による施設利用者の満足度向上、効果的かつ効率的な施設運営を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び宮島水族館設置及び管理条例（平成17年条例第55号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、指定管理者を募集する。

2 基本的事項

(1) 設置目的

水族館は、瀬戸内海に生息する水生生物を中心とした展示及び調査研究を通して、水生生物に関する知識を広め、水生生物への親しみを深めることにより、命の大切さや自然環境の保護、保全への意識の高揚を図るとともに、市民の健全な余暇の活用に供し、併せて本市の観光の振興に資するため設置されたものである。

(2) 対象施設の概要

施設名称	宮島水族館（愛称：みやじマリン）	畜養施設
所在地	廿日市市宮島町10番地3	廿日市市宮島町1170番地2
規模・構造	本館棟及び海獣棟 RC造2階建て 観覧プール RC造一部S造平屋建て はつこい庵 S造平屋建て	S造平屋建て
敷地面積	7,218.27㎡	1,400.03㎡
建築面積	4,451.66㎡	541.16㎡
延床面積	6,018.86㎡	541.16㎡
管理水量	1,873 t	141.9 t
飼育生物数	380種、15,000点以上	—
駐車場	障がい者用2台	—
供用開始	水族館：平成23年8月1日 はつこい庵：令和3年8月1日	平成20年4月1日
その他	令和8年12月～令和9年3月に設備更新及び施設修繕工事を予定	—

3 指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

なお、更新制の導入により指定期間を更に5年間延伸する（最長15年）。

4 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理業務の概要

- ア 総合マネジメント業務
- イ 飼育・展示業務
- ウ 広報・誘客促進業務
- エ 受付案内業務
- オ 施設維持管理業務

※業務の範囲及び内容は、本要項及び別添「廿日市市宮島水族館指定管理要求水準書」によるものとする。

(2) K P I（重要業績評価指標）

施設の設置目的や本事業の達成度について客観的に評価するため、K P Iを設定する。

応募者は、このK P I達成に向けた指定期間中における事業内容を事業計画書（様式3）により明らかにすること。なお、以下に示す指標は必ず設定すること。

ア 指標名等

指標名	入館者数
単 位	人
説 明	有料入館者数、無料入館者数の別に関わらず、入館した人の総数

イ 標準目標値

年 度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
標準目標値	487,000人	482,000人	477,000人	473,000人	468,000人
年 度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
標準目標値	463,000人	459,000人	454,000人	449,000人	445,000人

(3) 自主事業（任意提案）

指定管理者は、入館者への便益機能としての物販、飲食のほか、利用促進及びサービス向上に向けた、以下の業務を、自主事業として実施することができる。

ア	物販・飲食等に関する業務
イ	館内イベント事業（指定管理業務以外）
ウ	その他提案事業

(4) 留意事項

ア 再委託の制限

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

イ 保険加入

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」は、指定管理者を被保険者としてみなすことができるとしているが、賠償額が保険の支払限度額を超える場合があることや指定管理者の自主事業による事故については保険の対象外となる場合があることなどから、指定管理者においても同程度（対人補償1億円以上）の施設賠償責任保険に加入すること。

【市が加入している保険の賠償内容】

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

また、業務上使用する車両において、必要とされる保険は、事業者の負担で加入すること。

- ・自賠責保険（市の備品登録車両 4台）
- ・自動車任意保険（市の備品登録車両 4台）

5 管理の基準

(1) 水族館の運営日数及び開館時間

水族館の運営日及び開館時間は、指定管理者の提案に基づくものとする。

ただし、開館時間は条例に基づく午前9時から午後5時までを基本とし、これを変更しようとする場合は、市長の承認を受けるものとする。

なお、水族館利用者のニーズや季節特性等を踏まえ、繁忙期における開館時間の延長や夜間開館の実施など、柔軟な運用に努めること。

(2) 休館日

条例には、特定の休館日を規定していないが、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館日を設けることができるものとする。

(3) 利用の制限

次のいずれかに該当するときは、水族館の利用を許可しないこととする。

- ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- イ 水族館の施設、設備及び展示物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ウ 管理及び運営上支障があると認められるとき。

(4) 関係法令等の遵守

本業務を行うに当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守すること。

- ア 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等の行政関連法規
- イ 個人情報保護に関する法律
- ウ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関連法規
- エ 衛生管理関連法規
- オ 動物の管理及び愛護に関する法律（昭和48年法律第105号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の施設維持管理関連法規
- キ 宮島水族館設置及び管理条例（平成17年条例第55号）
- ク 宮島水族館設置及び管理条例施行規則（平成17年規則第67号）
- ケ 廿日市市個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第52号）
- コ 廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）
- サ 廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）
- シ その他関係する法令等

6 人員配置

(1) 館長及び業務責任者の配置

指定管理者は、施設全体を総合的に把握し調整を行う館長及び「4 指定管理者が行う業務」に示す業務ごとに総合的に把握し、調整を行う業務責任者を配置すること。

館長は、水族館事業全般に精通した者であって、統括的な責任を持ち、入館者や外部に対して水族館を代表する管理運営能力があり、常時その勤務に従事できる者を配置すること。また、業務責任者は、担当するそれぞれの業務に精通した者であること。

なお、具体的な人員配置については、事業計画書（様式3）により提案すること。

(2) 有資格者の配置

業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を配置すること。

7 リスク分担

基本的なリスク分担については、別紙1「宮島水族館リスク分担表」のとおりとする。

8 利用料金等

(1) 利用料金の取扱い

地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用する。これにより、指定管理者は、利用者が水族館の利用に係る料金として支払う利用料金を自らの収入とすることができる。

(2) 利用料金の額

指定管理者は、水族館の利用料金の額について、市が条例で定める額（現行：1,420円から2,550円まで）の範囲内において、市長の承認を受けてこれを定めることができる。

(3) 利用料金の減免

宮島水族館設置及び管理条例に基づき、利用料金を減免しようとする場合は、減免の基準や手続きについては、あらかじめ市長の承認を得て定めること。

なお、減免による利用料金の減収については、市からの補てんは行わない。

(4) 電力供給事業者の指定

「2-(2) 対象施設の概要」で使用する電力については、市が別途契約を締結する「廿日市さくら電力株式会社」から供給を受けるものとする。

指定管理者が独自に電力供給事業者を選定し、又は契約内容を変更することは認めない。

なお、電力の供給に関する契約は市において行う。

(5) 自主事業の参加費等

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができる。ただし、参加費等の額が参加者にとって過大な負担とならないようにすること。

(6) 施設・設備修繕費

1件100万円未満の修繕は、指定管理者の負担により実施すること。

(7) 備品の貸与

本施設の管理運営に必要な備品は、市が所有する参考資料7「物品台帳（備品一覧）」を指定管理者に貸与するものとする。

(8) 備品修繕費及び購入費

参考資料7「物品台帳（備品一覧）」に登録のある備品の修繕又は更新をする場合は、あらかじめ市と協議し、市の承認を得て、指定管理者の負担により実施すること。

ただし、動物については、個体の更新に要する費用は、市が負担するものとする。

指定管理者が本業務の実施に当たり購入した備品（車両を含む。）については、原則として指定管理者に帰属するものとするが、その取扱い及び指定期間満了時の引継ぎについては、市との協議により定めるものとする。

なお、更新又は新たに購入した備品の所有権は、台帳を整備の上、適切に管理するものとする。

(9) 貸与車両の取扱い

市は、本施設の管理運営に供するため、参考資料7「物品台帳（備品一覧）」に掲げる車両（以下「貸与車両」という）を無償で貸与する。

指定管理者における貸与車両の使用は、使用に耐えなくなるまでの間又は指定期間の何れにおいても継続的な使用に限るものとする。

指定管理者は、貸与車両の使用に関し、公用車であることを念頭に、安全運転は勿論のこと、指定管理者の負担により点検整備等維持管理を怠りなく行い、機能を正常に維持すること。

貸与車両に故障又は損傷が生じたときは、直ちに市と協議し、その結果に基づいて必要な対応（修繕又は廃車）を行うこと。なお、貸与車両の老朽化等、指定管理者の責めに帰さないことを理由として廃車の結論に至ったときは、係る費用及び手続きは市の負担において行うが、当該車両については、新規購入などによる貸与車両の調達はしない。

指定管理者が貸与車両を更新する場合の費用は、指定管理者の負担とする。なお、新しく導入した車両の所有権等は指定管理者に帰属する。

9 指定管理料等

(1) 指定管理料

水族館の指定管理業務に要する経費は、その全額を利用料金収入及び自主事業収入をもって充てることとし、市は、指定管理料の支払いは行わない。

(2) 利用料金（入館料）収入に係る納付金の設定

納付金は利用料金（入館料）収入を対象とし、固定分及び売上歩合分によって算定するものとする。

ア 固定分

年額30,000,000円とする。

イ 売上歩合分

売上歩合に係る率は、7%を最低限度率として、運営事業者の提案に基づいて決定し、納付金は、利用料金（入館料）収入から「9-(2)-ア 固定分」を除いた額に売上歩合に係る率を乗じた額とする。

(3) 施設使用料の額

「4-(3) 自主事業」のうち、アに係る事業に供する施設の使用に当たり、施設使用料を納入しなければならない。

施設使用料の金額は、アに係る事業収入の売上歩合によるものとする。売上歩合に係る率は、13%とする。

なお、「4-(3) 自主事業」のうち、イ及びウに係る事業の実施によって得られる収益については、指定管理者の収入とする。

10 会計に関する事項

(1) 会計年度

本業務に係る会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 経理区分

ア 指定管理者は、経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うものとする。

イ 施設の管理運営に係る経理は、専用の口座を開設し、これにより管理すること。

ウ 経理事務に当たっては、水族館の指定管理業務に係る独立の帳簿を設けるものとする。

エ 指定管理業務に係る費用は、その性質毎に分類するなど、会計の明朗性を担保すること。

オ 自主事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理事務を行うこと。

(3) 決算

指定管理者は、会計年度終了から30日以内に当該会計年度の収支決算書を調製し、市に報告すること。市は、この報告を「9-(2) 納付金の設定」に規定する納付金の額の算定根拠としても使用する。

11 セルフモニタリング等

指定管理者は、利用者サービスの向上、各業務の履行状況の把握、必要な業務改善等に向け、各種業務に関してセルフモニタリングを実施すること。また、発生したインシデントを蓄積、分析し、各業務にフィードバックさせることで、事故の未然防止に役立てるなど、安全性の確保に努めること。

12 モニタリングの実施

市は、指定管理業務が適正かつ確実に行われているかを確認するため、定期又は随時モニタリングを実施する。指定管理者は、モニタリングに関連して市が求める事項について、誠実に対応すること。

13 申請資格等

(1) 基本的事項

ア 申請は、単独又は複数の団体により構成するコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の何れかによるものとする。

イ 申請者は法人その他の団体とし、法人格の有無は問わない（個人での申請はできない。）。

ウ コンソーシアムで申請する場合は、そのコンソーシアムを構成する団体の中から代表となる団体を定め、コンソーシアムを組成する団体の役割分担、責任体制を明確にし、協定を締

結すること。なお、申請後においては、代表団体及び構成団体の変更は、原則認めない。
エ コンソーシアムの構成団体が、単独で申請することはできない。
オ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること。

(2) 資格要件

全ての申請者は、次の要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 募集開始の日から廿日市市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）開催の日までの間のいずれかの日において、広島県及び市の入札指名除外措置を受けていないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に該当する者でないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ク 直近2年間の国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- ケ 直近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- コ 2年以内に地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者（市における処分に限らない。）
- サ 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと
- シ 市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。ただし、応募者がこの要件を満たさない者である場合は、参加資格審査書類の受付締切日までに、市の競争入札参加資格審査申請手続を行い、その他の参加資格要件を全て満たしていることを条件に、この資格要件の確認を猶予するものとする。

なお、その申請手続によって競争入札参加資格者名簿に登録がなされなかった場合は、参加資格要件を満たしていなかったものとして、その応募者は以降の応募手続に参加することはできないものとする。

14 募集等

(1) 募集要項の配布期間等

ア 配布期間

令和8年4月10日(金)から令和8年6月15日(月)まで

イ 配布方法

募集要項の配付は、市公式ホームページ (<http://www.city.hatsukaichi.lg.jp/>) からのダウンロード、又は窓口（宮島水族館企画室）※により行う。

※廿日市市産業部宮島水族館企画室（以下「水族館企画室」という。）

〒739-0534 広島県廿日市市宮島町10番地3

電話：0829-44-2010 F A X：0829-44-0693

E-mail：m-aquariumkikakuアットマーク[※]city.hatsukaichi.lg.jp

※「アットマーク」を「@」に変えて送信すること。（スパムメール対策）

窓口での配布時間は、開館日の午前9時から午後4時まで

(2) 現地説明会

ア 開催日時

令和8年4月27日(月)午後1時30分から

イ 開催場所

宮島水族館

レクチャールームに午後1時20分までに集合すること。

※利用料金は不要。受付窓口にて現地説明会参加者であることを証明すること。

ウ 内容

募集要項等の説明、施設見学

エ 申込方法

現地説明会参加申込書（様式8）に必要事項を記入し、電子メールで、令和8年4月23日（木）正午までに、水族館企画室へ提出すること。

オ 留意事項

指定申請書を提出する場合は、原則として参加すること。

参加者は1団体につき2名までとする。（コンソーシアムの場合は、構成1団体につき2名までとする。）

現地説明会では、質疑応答はしない。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和8年4月28日(火)から令和8年5月14日(木)まで。

なお、受付最終日は正午までとする。

イ 受付方法

質問票（様式9）により、水族館企画室に電子メールにより提出すること。なお、件名を「水族館指定管理者」とすること。

ウ 回答方法

回答は、令和8年5月29日(金)午後5時までに、市公式ホームページにて公表する。

エ その他

回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなす。なお、必要があると認める場合は、募集要項等自体を修正することがある。

15 申請手続等

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 団体概要書（様式2）

- ウ 宮島水族館の管理運営に関する事業計画書（様式3）
- エ 宮島水族館利用料金提案書（様式4）
- オ 宮島水族館の管理運営に関する収支計画書（様式5）
- カ 誓約書（様式6）
- キ 添付書類
 - (ア) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - (イ) 法人等であることを証する書類（登記簿謄本等）
 - (ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書（作成していない団体にあつては、これに相当する書類）
 - (エ) 申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書
- ク 情報非公開希望申立書（様式7）

※上記イについて、提出された資料の一部は廿日市市議会に提出する。

※上記ウ～オについて、提出するデータについては、申請団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれらが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）等、申請者が特定できる表現を伏せて作成すること。

(2) 提出部数

ア 正本1部及び副本16部

正本は、上記(1)のアからクまで、副本は、ウからカまでの書類を順に重ね、それぞれA4ファイル綴じにて提出すること。

なお、正本、副本共にステープラー止めはしないこと。

イ データー式

正本及び副本のデータをCD-Rに記録し、1部提出すること。

ウ 副本は、申請団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれらが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）等、申請者が特定できる表現を伏せて作成し、提出すること。

(3) 提出期間等

ア 提出期間

令和8年6月15日(月)から令和8年6月30日(火)までの間の開館日の午前9時から午後4時

イ 提出先

「14-(1) イ」に同じ。

ウ 提出方法

申請書類は、上記提出先まで持参すること。なお、申請者本人が持参しない場合は、申請書類を提出させる者に係る委任状（様式11）を合わせて提出すること。

(4) 申請書類の取扱い

申請書に係る著作権は申請者に帰属するものとする。なお、市において必要と認める場合は、申請者の利益を害する恐れがあるものを除き、申請者に承諾を得ることなくこれを使用することができるものとする。

(5) 留意事項

- ア 提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- イ 提出後の提出書類の内容変更は原則として認めない。
- ウ 市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合がある。
- エ 申請に要する経費については、全て申請者の負担とする。
- オ 提出書類は市の公文書となるため、情報公開請求があった場合は、廿日市市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除き、原則として公開する。
- カ 申請書類の提出後から指定管理者の指定の議決を経るまでの間に、指定管理者の指定の申請について辞退する場合は、辞退届（様式10）を提出すること。

16 選定の方法及び審査基準

(1) 選定方法等

提出書類、事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及びヒアリングにより審査し、申請者の順位付けを行い、第1位の申請者を指定管理者の候補者として選定する。

ア 第1次審査（基礎審査）

申請者から提出された申請書類をもとに、募集要項において定めた資格・要件が備わっているか、また、要求水準を満たしているかを審査する。また、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

イ 第2次審査（提案審査）

選定委員会において、申請者からの事業計画書等の説明及びヒアリングを行った上で、審査基準及び審査の項目に照らし総合的に審査し、候補者を選定する。選定委員会の開催は令和8年7月中旬～下旬を予定している。詳細については別途、申請者に通知する。

なお、代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式11）を持参すること。

※申請者からの事業計画書等の説明、ヒアリングについては、「15-（1）提出書類」の副本に基づき行うこととし、追加の資料の持ち込みは認めない。

(2) 審査項目等

ア 審査項目等

別紙2「宮島水族館指定管理者選定基準表」のとおり。

イ 選定除外基準

審査の結果、合計が配点合計点の6割に満たない場合は、指定管理者の候補者として選定しないものとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

結果は、各申請者に対して令和8年7月下旬から8月上旬までに通知する。また、審査結果については、指定管理者の候補者として選定した応募者名のみを市公式ホームページにおいて公表する。

(4) 申請の失格

次の要件に該当する申請は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

- イ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合
- エ 1 の応募者が2以上の提案をした場合、双方の提案を失格とする。
- オ 第1次審査において要求水準の未達が確認された申請
- カ その他不正行為があった場合

17 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

選定委員会による指定管理者の候補者の決定後、市と指定管理者により基本協定の締結に向けた協議を行い、基本協定書を締結した後、廿日市市議会に指定管理者の指定の議案を提出し、議会の承認をもって指定管理者の指定を行う。議案の提出は、9月の定例市議会を予定する。

なお、議会の承認が得られなかった場合においても、候補者が本件応募に対して要した費用について、市は補償しない。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた申請者は、市との協議を行った上で、水族館の指定管理業務に関する協定を締結する。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項について定める「年度別協定」があり、各協定の主な内容は次のとおりである。

ア 基本協定の主な内容

- (ア) 指定管理業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 市に納付すべき金額等に関する基本的な事項
- (エ) 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- (キ) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (ク) 事業のモニタリング・評価に関する事項
- (ケ) その他指定管理業務の実施に当たって必要な事項

イ 年度別協定の主な内容

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に市に納付すべき金額等に関する事項
- (ウ) その他当該年度の指定管理業務の実施に当たって必要な事項

18 事業の継続が困難になった場合等の措置

(1) 指定管理業務開始前までの期間

指定管理者の指定管理業務開始前までの期間（指定管理者の候補者の決定～令和9年3月31日）に、指定管理者の候補者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとする。この場合において、市は、申請者の順位付けにおいて第2位に決定した応募者を指定管理者の候補者として決定できるものとする。（第2位の応募者について、同様の事態が発生した場合は第3位以降の応募者について順次同様に取扱うものとする。）

- ア 廿日市市議会により指定議案が否決されたとき。
- イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が発生した場合。

(2) 指定管理業務開始後

指定管理者の指定管理業務開始後（令和9年4月1日以降）に事業の継続が困難になった場合等については、次のとおり取扱うものとする。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとする。この場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、前年の事業報告書に記載された収入額（利用料金及びその他の事業収入等）の10分の1を違約金として市に支払うものとする。

イ 不可抗力等による場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、事業継続の可否について協議するものとする。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定を取消すものとする。

19 その他

(1) 公募から運営開始までのスケジュール

	内容	日程
1	募集要項の配布	令和8年4月10日(金) ～令和8年6月15日(月)
2	現地説明会	令和8年4月27日(月)
3	質問の受付	令和8年4月28日(火) ～令和8年5月14日(木)
4	質問の回答	令和8年5月29日(金)
5	指定申請書の受付期間	令和8年6月15日(月) ～令和8年6月30日(火)
6	申請者に対するヒアリング（必要に応じて）	令和8年7月上旬
7	指定管理者選定委員会の開催	令和8年7月中旬～下旬
8	選定結果通知（候補者の決定）	令和8年7月下旬～8月上旬
9	指定管理者の指定（市議会による議決）	令和8年9月下旬（予定）
10	基本協定の締結	令和8年10月下旬（予定）
11	引継ぎ業務、運営準備期間	令和8年12月上旬 ～令和9年3月31日(水)
12	年度別協定の締結	令和9年3月下旬
13	指定管理者による指定管理業務の期間	令和9年4月1日(木) ～令和19年3月31日(火)

(2) 指定管理開始前の引継ぎ業務等

指定管理者の指定後、指定管理業務の開始までの間に、市及び現行のPFI事業者との引継ぎ、従業員の研修及びパンフレットの印刷等の必要な準備を行うものとする。引継ぎ等に係る費用は、全て指定管理者として指定された申請者の負担とする。また、令和9年度以降の指定管理業務の引継ぎは、令和9年4月1日(木)から開業できるよう指定管理期間内に行うこと。

(3) 指定管理終了時の引継ぎ業務等

指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって指定管理業務が終了したときは、次のとおり引継ぎ業務等を行うこと。

ア 次期管理者が円滑かつ支障なく水族館の指定管理業務を実施できるよう、市及び次期管理者が必要と認める引継ぎ業務を遅滞なく実施すること。

イ また、次期管理者の選定に当たり、市及び次期管理者の求めに応じ現地説明、資料の提供等の必要な協力を行うこと。

ウ 引継ぎに要する経費は、次期指定管理者が負担するものとする。

エ 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって指定管理業務が終了したとき、施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担により当該施設又は設備を原状に回復して次期管理者に引き継ぐものとする。

ただし、市が認める場合は、この限りではない。

(4) 事業報告、業務報告等に関する事項

指定管理者は市に対して、年度ごとに事業報告書を提出しなければならない。また、市の指示により、必要に応じて業務報告書及び各種保守点検報告書を提出しなければならない。

20 問い合わせ先

「14-(1) イ」に同じ。

21 申請様式等

(1) 申請様式

様式1：指定管理者指定申請書
様式2：団体概要書
様式3：宮島水族館の管理運営に関する事業計画書
様式4：宮島水族館利用料金提案書
様式5：宮島水族館の管理運営に関する収支計画書
様式6：誓約書
様式7：情報非公開希望申立書
様式8：宮島水族館現地説明会参加申込書
様式9：宮島水族館指定管理者募集要項等に関する質問票
様式10：辞退届
様式11：委任状

(2) 添付資料

別紙1	: 宮島水族館リスク分担表
別紙2	: 宮島水族館指定管理者選定基準表
参考資料1	: インフォメーションパッケージ
参考資料2	: 廿日市市宮島水族館運営計画書
参考資料3	: 電気・上下水道代一覧
参考資料4	: 修繕実施記録
参考資料5	: 海獣類・鳥類全飼育個体一覧表
参考資料6	: 宮島水族館生物員数一覧表
参考資料7	: 物品台帳（備品一覧）
参考資料8	: 令和6年度 入館者集計及び来島者数
参考資料9	: 宮島水族館設備関係一覧表
参考資料10	: 水槽照明器具一覧

22 その他業務

指定管理者は、「4－(1) 指定管理業務の概要」に示す業務とは別に、宮島口駐車場（以下「駐車場」という。）の管理運営業務を行う。

(1) 業務内容

当該業務の業務内容は、概ね次によるが、詳細は別途定めるものとする。

- ア 駐車場の利用予約の受付及び利用調整に関する業務
- イ 地方自治法に基づく使用料の徴収及び収納に関する業務
- ウ 駐車場利用車両の誘導に関する業務
- エ 駐車場の維持管理に関する業務

(2) 履行期間

履行期間は1年度とする。なお、履行については、市において決定する。

(3) 契約の方法

業務委託契約の方法による。

(4) 業務委託料

当該業務に係る委託料は、別途定める。

(5) 業務委託終了の通知

市は、当該業務の終了期日について、事業年度終了の6ヶ月前までに指定管理者に通知する。